

令和4年2月8日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市国民健康保険運営協議会
会長 竿田 嗣夫

令和4年度大阪市国民健康保険事業について（答申）

令和4年1月26日付け大福祉第2943号により諮問のありました事項について、
次のとおり答申します。

大阪市国民健康保険運営協議会答申

1 はじめに

国民健康保険は、国民皆保険の基礎をなす制度として、被用者保険の加入者等を除き、広く地域住民を対象とし、健康の保持・増進に重要な役割を果たしているが、その加入者には高齢者や低所得者が多く、財政基盤が極めて脆弱であるという構造的問題を抱えているとともに、少子高齢化の進展や医療の高度化、社会経済情勢の変化などにより、医療保険制度を取り巻く環境は年々大きく変化してきており、このままでは国民皆保険制度の維持すら難しい状況である。

このような中、平成 27 年 5 月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律」が公布され、平成 30 年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営を担うことを基本とする都道府県単位化が実施された。

大阪市国民健康保険事業においては、これまで多額の累積赤字を抱えてきたが、平成 30 年度決算において、当該赤字は解消され、令和 2 年 3 月に大阪市国民健康保険事業費納付金等準備基金を設置し、本市国保財政の安定化の取り組みが進んでいる。

しかしながら、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、依然として毎年、一般会計からの多額の繰り入れを行っているところであり、国民健康保険における構造的な問題は引き続き残っていることから、今後とも長期的に安定した運営を行うためには、財政運営の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの抜本的な制度改革が必要である。

以上のような現状を踏まえ、当協議会としては、令和 4 年 1 月 26 日付け大福祉第 2943 号により大阪市長から諮問のあった事項について、以下のとおり答申する。

2 答 申

市長から諮問のあった事項は、次のとおりである。

【諮問事項】 国民健康保険料の基礎賦課額等の賦課割合について

令和4年度の国民健康保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額について、所得割46%、被保険者均等割32%、世帯別平等割22%とする。

併せて、介護納付金賦課額の賦課割合を、所得割46%、被保険者均等割52%、世帯別平等割2%とする。

上記諮問事項について審議した結果、賦課割合の設定については、平成30年度からの国保の都道府県単位化の実施に伴い、大阪府では府内統一保険料率とされていることを踏まえ、今回の諮問は、賦課割合を令和6年度の府内統一保険料率に向けてなだらかに移行する経過措置を講じようとするものであって、令和3年度に引き続き行う措置であることから、当該内容については妥当である。